

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 25 年 1 月 28 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルスクエア静岡
静岡市駿河区石田一丁目 118 番地の 1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
ジェイアール東海不動産株式会社 東京都港区港南二丁目 1 番 95 号 代表取締役 平澤純一
- 3 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前 10 時 (年間 30 日は午前 9 時)
(変更後) 午前 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時 45 分から午後 10 時 15 分まで
(年間 30 日は午前 8 時 45 分から午後 10 時 15 分まで)
(変更後) 午前 8 時 45 分から午後 10 時 15 分まで
- 4 変更年月日
平成 25 年 2 月 21 日
- 5 届出年月日
平成 25 年 1 月 21 日